国立大学法人滋賀大学 中期目標・中期計画一覧表

中 期 目 標		中	期	計	画
(前文)大学の基本的な目標 「環境創造県」滋賀に立地する大学として、これまで蓄積された先進的研究をさらに推し進め、琵琶湖をはじめとした環境の保全と創造を中心に、地域にかかわる諸研究に総力でとりくむ。同時に、東アジアー太平洋地域の社会、経済、教育、文化等の分野で、グローバルなひろがりをもった個性あるプロジェクトを推進する。		_	_	_	
こうした研究活動を活かしながら、「実学の重視」を基調に、地域の歴史や文化への理解と国際的な視野を持ち、ゆたかな教養と高い専門性をそなえた職業人を養成する。大学院においては、社会人のリフレッシュ教育を核に、高度の専門的知見と実践的指導能力を育成する。					
さらに、これらの研究と教育の総合的なとりくみをもとに、地域の振興や文化創出の中核として、また、教育・経済の各分野における学術交流や教育支援の国際的な拠点として、社会貢献活動、国際交流事業を全学的に組織し、社会に開かれた大学としてさらなる貢献につとめる。					
また、近隣大学との再編・統合を検討する。					
中期目標の期間及び教育研究上の基本組織1 中期目標の期間 (平成16年4月1日~平成22年3月31日)2 教育研究上の基本組織本学にこの中期目標を達成するため、教育学部、経済学部、大学院教育学研究科及び経済学研究科を置く。					
大学の教育研究等の質の向上に関する目標 1 教育に関する目標 (1)教育の成果に関する目標 (国際的な視野と地域社会への視点を有し、人間性豊かな教養を備えた専門性の高い職業人を養成する。 (現代の社会的ニーズの変化に適合した人材を養成する。	答責任、説明責任、実行	成するための 目標を達成す 教育課程に 責任、批判・	の措置 するための打 おけるカリキ 改革・提言等	昔置 ュラムを柔構 等の能力を育	造化し、知の教育だけではなく、応

① 学士課程

○専門性の育成はもとより、とくに教養教育において強い知的好奇心と「知」を楽しむ能力を養うとともに、市民としての自覚、自立と責任意識を育む。教育学部においては、学習内容に対する専門的理解と指導力を有し、人権・情報・環境・国際理解等に関する見識をもつとともに、子どもに対する理解と愛情、および教職に対する情熱を持つ教員を養成する。また、情報教育課程・環境教育課程では、当該分野の豊富な専門知識を備えた職業人を育成する。経済学部においては経済学、経営学、会計学、情報等の専門知識を体系的に習得させるとともに、経済社会問題に対する知的好奇心と実践的解決力をもつ個人、歴史と文化に根ざす、規範意識を有する経済人を育成する。

② 大学院課程

○大学院教育においては、おもに現職教員の再教育(教育学研究 科)を通じて、また経済・経営学や社会科学の研究(経済学研究 科)を通じて高度専門職業人の育成を図る。

○地域社会との連携・交流を推進し、教育現場や地域社会に開かれた大学院としての役割を果たす。

(2)教育内容等に関する目標

- ① 学士課程
 - ○教育学部では、教員志向の強さ、学習意欲、豊かな人間性、高い基礎学力、コミュニケーション能力、表現力、環境・情報に関

に深めるために、地域教育支援機能を拡充・強化し、地域の中核的教員養成学部(ティーチャーズ・センター)として充実・発展をめざす。これを基幹的目標と位置付け、その構想を早期に具体化する。

- ○経済学部では、建学の精神「士魂商才」を現代にいかした、「国際的な視野を持ち、環境に配慮しつつ地域社会にも貢献できる深い専門知識を持った経済人=グローバル・スペシャリストの養成」を教育理念としているが、そのための弛まぬ教育システムの改革を行う。
- 学士課程
- ○教養教育においては、平成14年度発足の新カリキュラムの維持を基本としつつ、論理的推論能力、日本語能力、および責任感の育成を重視する。
- ○系・コース制の導入やカリキュラムの階層化によって専門能力を育成する。教育学部においては 全学生がそれぞれに得意領域をもてるようにする。経済学部においては総合性と専門性を同時に 育成する。
- ○実学的科目群の重点化を行う。
- ○教育改革活動を強化する。
 - 1. 関係する既存の各委員会の機能を強化し、FD活動を継続的に行う。
 - 2. 評価部門で成果を検証する。
- ○卒業後の進路は、教育学部においては、学校教員を基本とし、教育内容・方法等の改革や就職 指導の強化によって教員採用率の向上を目指す。経済学部においては就職支援活動を充実さ せ、進路講義、実学的講座の導入等により、指導力ある経済人を育成する。
- ② 大学院課程
- ○教育学研究科においては、教員としての高度の専門的学識と実践的能力及び研究開発能力をもち、学校教育の場等において指導的役割を果たすことのできる人材を育成する。修了後の進路としては、学校教員をはじめとし、社会教育施設や教育関連企業などを目指す。なお、幅広く、多様な経歴の現職教員等に特別支援学校教諭免許状(知的障害者、肢体不自由者、病弱者)を取得させることを主目的とする特別支援教育専攻科を維持する。
- ○経済学研究科において、博士前期課程では、経済・経営に関する最新の研究水準を踏まえた専門的知識を身につけ、その応用能力を涵養し、博士後期課程ではリスクに関する経済学及び経営学の先端的な知識を身につけ、研究創造能力を養い、リスク分析能力とリスク管理能力(経済活動に伴うリスクを分析・政策化・事業化できる能力)を涵養する。修了後の進路は、前期課程では、民間企業及び地方公共団体、外国政府機関の指導者的役職、税理士や研究者、後期課程では、派遣元企業や地方公共団体等で、リスク管理・起業や地域創造に関わる指導者的役職、経済開発、地域開発、金融政策に携わる本国上級公務員、ベンチャー企業家や起業コンサルタント等である。
- ○教育学研究科においては、教育委員会や附属学校園等との連携を強化する。経済学研究科においては、企業、自治体、各種団体等との連携を強化する。

(2)教育内容等に関する目標を達成するための措置

- ① 学士課程
- ○本学のアドミッション・ポリシーに対する理解・周知度を調査し、広報活動等の充実に資する。 さらに、現行のアドミッション・ポリシーの妥当性について点検を行う。

- する基礎知識、および教職の地域性などを重点項目とした入学 者選抜方法を実施する。
- ○経済学部では、学部の教育理念に適合する学生、すなわち、経済・社会問題への関心、本学部で学ぶために必要な基礎的知識、論理的思考力、コミュニケーション能力、大学での学習の主体性、問題探求への意欲、豊かな個性等を有する学生を、多様な選抜試験を実施することによって適切に選抜する。
- ○科目の有機的連関を明確にし、カリキュラムの階層化と柔軟化、 特定科目群の重点化を図る。
- ○総合性、責任能力、コミュニケーション能力の向上に資する方策 を採用する。

- ○地域における大学間の連携を深める。
- ○教育効果の客観的把握と適切な成績評価を可能にするシステムを構築する。
- ② 大学院課程
 - ○専門分野に関する学問的知見を有し、高度専門職業人としての 資質と情熱を有するとともに、明確な教育研究の目的を有する 人材を求める。そのために、アドミッション・ポリシーの周知徹底 を図り、適正な入学定員の配分を行うとともに、入学希望者の実 態や実情に応じた選抜のあり方を検討する。
 - ○入学希望者の実情に応じた多様な教育課程を整備する。
 - ○成績評価の一貫性・客観性を確保する。

- ○本学の教育理念に適合する学生の受け入れをさらに進めるために、ホームページの充実、高校 での学部説明会や模擬授業、オープンキャンパス、大学見学会、高校との定期的な話し合い等、 広汎かつ積極的な取り組みを行う。
- ○教育学部においては社会人・留学生の受け入れを拡大するとともに、現代の多様な教育ニーズ への対応として編入を検討する。
- ○従来の入試制度改革の効果を検証しつつ、本学の理念に適合し、かつ受験生の実情に応じた多様な選抜制度を推進する。
- ○卒業要件の緩和やカリキュラム上の配慮を行うなどの措置、また英語によるWebでの情報発信等により、社会人・留学生・編入生の受入体制を整備する。
- ○教養教育において、市民的一般能力の育成として、1. 外国語教育について内容的改善を図る、2. 日本語能力(文章理解力、表現力等)を育成する、3. 論理的推論能力関連の科目を整備して重点化する。
- ○環境関連科目、インターンシップ、体験学習、ボランティア、プロジェクト科目等の実学的科目群を 重点的に整備拡充する。
- ○教育学部学校教育教員養成課程では、平成17年度から従来の教科を中心とした体制から、学校教育系、総合教育系、カリキュラム開発系など、現代の教育課題に対応した系・コース制へ変更する。また、「教育参加カリキュラム」をコアとした教員養成カリキュラムを編成するとともに、教育実習の構造化を行い、協力校実習を含め実習時間数を拡大する。
- ○経済学部では、入門科目・リレー講義において知の技法と知的好奇心を涵養する。学部にとって 不可欠な専門知識をコア科目として重点化する。学際的なコースによって専門能力を涵養する。 また、実践的教育プログラムを導入する。
- ○幅広い内容の科目を設定し、多様な授業形態を採用するとともに、少人数によるきめ細かい教育 を維持拡充する。
- ○現行の国際理解・地域理解関連の科目を確保し、さらに学生の国際交流への関心を高めるため、環太平洋地域に関する科目の開講を検討する。
- ○他大学との単位互換を推進し、教育における地域ネットワークを形成する。
- ○各科目における学生の授業理解度を客観的に判定できるシステムを取り入れる。
- ○成績評価の一貫性・客観性を確保する制度を構築する。成績の得点分布を公表する。
- ○優れた成績を修めた学生に対する褒賞制度の実施、3年次卒業制度の検討を行う。
- ② 大学院課程
- ○アドミッション・ポリシーに適合的な大学院生を入学させるために、大学院説明会の開催、入試問題のWeb上での公開などの多様で積極的な広報活動を行う。
- ○将来の大学院のあり方を考慮しつつ、各専修・専攻間の適正な定員配分を検討する。
- ○一般選抜における試験科目の代替措置や科目選択方法、筆記試験と口述試験の関連等を検討 し、多様な人材の確保に努める。
- ○社会人の修学を容易にするために、サテライトの活用や夜間授業時間帯の見直しを行う。
- ○修士課程1年制コースや修士課程長期在学コースの設置、学部入学から所要年限5年で学士号と修士号の取得可能な入学制度等の導入を検討する。
- ○厳格な成績評価の方法、成績評価基準及び学位授与基準の明示化について検討する。

(3)教育の実施体制等に関する目標

- ○教育課程に柔軟に対応する教員組織を編成する。
- ○教官及び学生が、学業を通じたコミュニティを形成しらる環境の 整備を進める。

- ○教育評価システムの整備を進める。
- ○教育の質の向上のための諸事業を行う。

(4)学生への支援に関する目標

- ○学生相談体制の問題点把握に努め、関係機関との連携を図り つつ、学生相談体制の整備・充実を進める。
- ○課外活動施設の整備・改善を積極的に促進するとともに、課 外活動支援のための制度の充実を図る。
- ○キャンパス環境を点検し、その改善・整備を図る。
- ○IT環境を整備し、学習用の施設の充実と利用改善を図る。
- ○就職支援活動の一層の充実を図る。
- ○就職業務の情報化を進める。
- ○就職支援組織の充実を図る。

2 研究に関する目標

(1)研究水準及び研究の成果等に関する目標

(3)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ○教養教育は全学実施体制を維持・充実する。
- ○カリキュラムの各領域において教員の能力を最大限に発揮できる組織体制を構築する。
- ○各学部・研究科においては、教務に関する委員会を見直し、機能を強化する。
- ○分散校地のハンディキャップを解消するために、遠隔教育を充実させる。機器更新等のインフラの 整備を行うとともに、利用度を向上させ、またティーチングアシスタントの適正な配置を行う。
- ○少人数教育の充実、シラバス電子化・定期試験問題集の作成等による教育情報の学生への伝達 の強化、e-learningの推進、HP・メールの活用等による教員と学生のコミュニケーションの緊密化 を図る。
- ○情報処理センター・図書館の学習・教育支援機能を強化し、教育学習機器・図書・資料等の充 実、学習のための空間の整備、設備更新を進める。
- ○教育学部では、キャンパスを利用した体験的環境教育プログラムや湖沼環境教育施設の整備を 進める。経済学部では、実践的教育プログラムの導入に対応できる施設の整備を進める。
- ○学生による授業評価を継続的に実施する。教育評価への学生参画をさらに進めて教育改善に生 かす方策を探ると同時に、情報の相互参照による教員の自己啓発を促す。
- ○教育の質の向上と改善を図る学部の委員会、および統括的な全学の委員会の機能を強化し、継 続的にデータ収集と分析、開示を行う。
- ○現在、毎年度点検報告会を行い外部評価を得て、3年ごとに自己点検報告書を発行し、全教官 に配布しているが、その改革へのフィードバックの方法を考案する。

(4)学生への支援に関する目標を達成するための措置

- ○平成18年度末までに、学生相談の実態調査結果をふまえて、学生相談体制のあり方を再検討 し、保健管理センター等との連携のもとに整備・充実を図る。
- ○平成19年度末までに、学生相談室の設置及び専門の相談員等の配置を検討する。
- ○課外活動全般にかかわる意見交換会を在学生の参加の下に実施する。
- ○課外活動に必要な空間・設備を調査し、その充実に努める。
- ○講義の合間や講義終了後の学生間や学生・教員間の交流のためのフリースペースの布置状況を 調査し、充実・改善を図る。
- ○夜間及び休日の警備について点検し、安全な環境を確保する。
- ○教育ネットワークの構築を進めると同時に、情報演習室や図書館の利用について使用時間帯の 延長を検討する。
- ○卒業までの4年間、継続的に蓄積・更新できる「学生ファイル」の充実を図り、1年次から進路指導
- ○「大学への求人情報」「OB・OG情報」「就職体験談」の電子情報化、「教職情報総合データベー ス」の設計を進める。
- ○就職関連委員会等の組織を見直し、人員配置を含めた支援体制の充実を図る。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1)研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

○多様な研究分野にまたがる研究者資源を生かすため、分野横 ○学内の共同研究数、および産業共同研究センターの活動を通して外部との共同研究・受託研究

断的学際・総合プロジェクト研究を推進する。さらに、教育と研究の融合を図り、研究者と院生・学生を縦断的に統合するプロジェクト研究を進める。

- ○人文・社会・自然科学分野の多様な研究課題に積極的に取り組み、その成果を普遍化するとともに、総合的な地域研究センターとしての機能の充実を目指す。
- ○東アジアー太平洋地域の社会、経済、教育、文化等の分野で、 特色ある研究を推進する。
- ○電子媒体など多様な形態を利用し、研究成果の迅速な公開を 進める。
- ○毎年度、各教員・各研究グループが研究目標・計画を作成し、 その進行状況・成果を公表する。
- ○多様な研究分野に対する評価システムを確立する。

(2)研究実施体制等の整備に関する目標

- ○個人研究、ならびに時代に即した質の高い共同研究を組織的 に進める。
- ○研究の質の向上につながるよう教育・研究組織の柔軟化を図る。
- ○科学研究費補助金や外部からの研究費導入により、研究レベル の向上を図る。
- ○プロジェクト研究推進のための環境を整備する。
- ○センター、史料館など大学附属機関による研究の促進と事業の 進展を図る。

3 その他の目標

(1)社会との連携、国際交流等に関する目標

○地域のニーズに応え、地域の振興、産業の発展、教育の向上の ため、大学の有する情報、知的財産を産業界、地域社会、市民 など広く一般に公開・還元して、積極的に社会貢献を推進する。 数の拡大を図る。また学内研究者を中心に、院生・学生、外部研究者による共同研究プロジェクトを毎年数本組織する。

- ○人文・社会・自然科学分野の多様な研究課題への取り組みを進めるため、「環琵琶湖研究ネットワーク」を組織する。
- ○本学における環境に関する学際的・総合的な研究及び教育を推進するために平成16年度に教育学部附属環境教育湖沼実習センターを改組し、環境総合研究センターの機能を充実させる。
- ○本学におけるリスクに関する研究及び教育を推進するために、「リスク研究センター」の活動を強化する。
- ○東アジアー太平洋地域との社会、経済、教育、文化等の分野での研究交流、および国際協力を 行うシステムを組織化する。
- ○教員の研究内容に関するデータベース、業績リストを整備し公開する。
- ○共同研究による成果を、研究集会・公開講座・シンポジウムによって公開するとともに、電子媒体による公開も開始する。
- ○各教員及び共同研究グループが毎年度研究計画を提出し、その成果を公表するシステムを構築する。
- ○多様な研究分野の業績・プロジェクト研究の成果・萌芽的研究や長期的研究に対する評価システムを確立する。

(2)研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- ○理事の下に研究推進部会を設ける。
- ○教員の行政負担の見直し、研究時間確保のための制度設計の検討を開始し、できるだけ早期に 実施に移す。
- ○科学研究費補助金の申請率の向上をはかり、あわせてその採択数の増加に努める。
- ○経済学部では後援基金など既存受入れ資源を利用して、プロジェクト研究費を一定枠設ける。
- ○プロジェクト研究のための共同研究室の設置を目指す。
- ○リサーチアシスタントを含む研究支援のための人的配置とその活用を検討する。
- ○顕著な成果をあげた教員又はプロジェクトに対して支援を行う。
- ○地域連携センター、生涯学習教育研究センター、産業共同研究センター、環境総合研究センター、情報処理センター、経済学部附属史料館、教育学部附属教育実践総合センターによる、地域貢献諸事業の効率的な連携体制を構築する。
- ○電子図書館的機能の充実を検討し、研究支援に供する。

3 その他の目標を達成するための措置

- (1)社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置 地域の環境関連施設と連携して、「環境学習支援士」の資格を授与するための体制を平成 16 年度に整備する。
 - ○各学部・附属センターが発行する各種学術雑誌等の内容の充実と共に、配付・発行媒体・実費配付等について再検討を行う。研究成果を著書等として一般向に刊行するために、出版助成制度、

○一層、身近で、社会に開かれた、市民に親しみやすい大学を目 指す。

- ○学生の地域社会への参加意識を高め、地域社会における各種 活動への参画・実施を積極的に支援する。
- ○地域の大学等との連携を強化する。
- ○特色ある国際交流・国際貢献を推進するための組織体制を整備 ・充実する。
- ○学生交流協定の締結と実質化を進める。
- ○留学生の受け入れ及び卒業後のケア体制を充実する。
- ○学生教育の国際化を促進するため、語学及び異文化理解に関する学部教育の改革を進める。

- 大学叢書の公刊など、出版支援体制を検討する。
- ○大学の有する多様な知的財産、物的財産、資・史料の公開、一般利用促進のため、資料等の特性に合わせたデータベース化、目録刊行、実物・複製の展示・公開体制を充実・促進する。
- ○大津地区に設置しているサテライトの段階的な機能強化を図り、都市中心部で社会貢献・地域連携を推進する。サテライトを公開講座、生涯学習・社会人教育、共同研究、高度専門教育等の場として活用する。
- ○生涯学習・社会教育のニーズの高まりに対応すべく、大学の行う公開講座・授業、フォーラム、セミナー、講演会、研修会、見学会等の多様化、出前(現地巡回)化、受講者層の拡大、魅力ある教材・コンテンツの作成・蓄積等を推進する。さらに、大学の有する授業、講演会等の映像コンテンツの配信事業を視野に入れ、ケーブルテレビ放送等地域放送機関との連携を検討する。
- ○大学施設の一般公開、市民開放、キャンパスツーリズムが行えるよう、学内規則、安全管理、防 犯、保険等について検討する。
- ○まちづくりへの支援等を通して、大学敷地を含む周辺地区のまちづくりプランの作成等に関する 共同研究組織を立ち上げる。
- ○学術論文だけの評価に偏重することなく、広く新聞雑誌、TV等のマスコミ、教科書等への記事・写真の登載を推進すると共に、一般社会・地域社会への成果公開を広義の業績等とするなど教員人事面で適正な評価・処遇を行う。
- ○学内者と学外者間の多様で自由なコミュニケーションを図る知的空間の設置を促進する。
- ○授業等を通じて学生の地域社会への参加意識を一層高め、地域社会とのふれあい、市民行事、 インターンシップ、体験学習、各種ボランティア活動への参画を積極的に誘導・支援する。
- ○滋賀県の「びわこ情報ハイウエイ」などとの接続及び地域に開かれたネットワークの構築を図るべく 検討する。
- ○滋賀医科大学、滋賀県立大学、私立大学等、相互補完関係にある地域の大学との教育・研究両面での連携・提携関係を強化して、共同研究、国際的学会・大規模学会等の共催を推進すると共に、地域における大学連携システム形成のための体制づくりを目指す。
- ○県・市町村と連携して、国際的学会、フォーラム等の定期的開催・誘致に努め、地域社会への貢献を図る。
- ○平成18年度を目途に、留学生センターを発展的に解消し、国際交流センター(仮称)を設置し、 国際交流と学生交流を有機的・戦略的に結び付けた体制を構築する。
- ○国際交流事業基金の充実を継続して行う。
- ○石山キャンパスに国際交流のための宿泊施設(混住方式)を措置する。
- ○現在、ディーキン大学(オーストラリア)、湘潭大学(中国)、チェンマイ大学(タイ)、ラジャパット・インスティチュート(タイ)と学生交流協定を締結しているが、これらをさらに実質化する。さらに、東アジア地域(韓国、中国など)との学生交流協定の締結を行う。
- ○留学生の受け入れ体制を整え、留学の経済的基盤をふくめた生活面全般にわたる、ていねいな 指導・相談体制の充実を図る。
- ○留学生の受け入れを促進し、留学生ネットワークの結成を目指す。
- ○英語による講義プログラムの改善を図り、魅力ある東アジア・環太平洋地域に関するプログラムを 開発し、学生の短期留学を促進する。
- ○日本人学生と留学生による交流プログラムを開発する。

- ○国際交流協定締結校との国際交流を滋賀大学の特徴を生かしつつ、一層多面的かつ実質的に進め、新たに近隣諸国との協定締結を模索する。
- ○若手研究者の留学機会を拡大すると共に、国際学会、国際シンポジウムへの派遣及び滋賀大学での開催を進める。

(2)附属学校に関する目標

○附属学校としての役割を遂行し、地域における先進的な教育研究実践校としての一層の充実をめざして、1. 教育学部と附属学校教員による共同研究の推進、2. 自治体との協力事業、3. 入学選抜方法の改善、4. 教育実習の責任ある遂行、の4項目を重点的強化事項として実施する。

業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

- ○学長が全学的視点から機動的に大学を運営しうる体制を整備する。
- ○大学の運営に対する社会的支援体制を整備する。
- ○学部運営における学部長のリーダーシップを強化する。
- ○大学、学部及び学内共同教育研究センターの運営の効率化を 図る。
- ○運営体制の点検及び改善に努める。
- ○学内の内部監査機能を強化する。
- ○その他

- ○現在、単位化されている1ヶ月未満の短期プログラムは3種あり、毎年30名程度の学生が海外体験を行っている。この事業を継続すると共に、その内容の充実を行う。
- ○ディーキン大学、ミシガン州立大学、チェンマイ大学、プリンス・オブ・ソンクラ大学、湘潭大学、東 北財経大学、啓明大学とはこれまでの交流を一層発展させ、研究者交流、共同研究、学生交流 を進める。
- ○特に工業化が進行する東アジア地域との交流を深め、これまでの貢献や人的資源(財政、金融、リスク、環境、教育等)を活用し、本学の経験を総合的に分析し、その成果を発信する。
- ○国際交流事業基金の中に、若手研究者を派遣する事業の創設を検討する。
- ○国際会議を開催する場合の特別の支援機構・制度の構築を検討する。

(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- ○大学と附属学校の連携及び共同研究を促進するための運営体制を整備・強化する。 附属学校運営委員会を実動的に改組し、その下に、教育学部と附属学校教員による共同研究を支援するための実務組織を設置する。
- ○自治体との話し合いの場を積極的にもち、県の総合教育センターの研修事業への協力など、地域のかかえる問題に共同して対処する。
- ○幼小中12年間一貫教育の立場から連絡進学のあり方を検討し、入学者選抜方法の改善・実施へ向けて、完全抽選制を含め、教育学部と附属学校教員による研究を進める。
- ○教育学部の改革にともない質量ともに拡充される教育実習の責任ある中核的な実施機関として、 受け入れ体制を整備するとともに、運営・指導方法の研究を行う。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- ○学内外の意見を大学運営に反映させるため情報発信及び情報収集のシステムを整備する。
- ○学長の下に経営戦略を研究・策定・推進する組織を設置する。
- ○学長が毎年度当初に、経営についての重点方針を学内構成員に提示する。
- ○大学の経営基盤の確立のため、滋賀大学支援財団の設立を検討する。
- ○平成16年度に両学部に副学部長制を導入する。それに伴い学部の各種委員会を見直すととも に、学部教授会及び研究科委員会の運営改善に取り組む。
- ○学内の各種委員会の数と規模の適正化を図り、教員と事務職員との一体的な運営を行う。
- ○全学センターの各管理委員会を一元化し、全学センター管理委員会を設置する。
- ○毎年度、法人制度の運営状況を自己点検し、期間終了時には総括的な点検と改善方針の作成 を行い、その内容を公表する。
- ○学内のガバナンスを強化するため、業務状況及び組織のリスク評価を内容とする内部監査計画を 立てる。
- ○法務、財務、労務に関する専門的な担当部門を充実する。法務に関しては、顧問弁護士の確保 を検討する。
- ○適切な職務分掌と決裁権限に基づいた業務体制を構築し、監査専門の職員を配置するとともに、 機能的で有効性のある監査を実施する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

- ○社会のニーズにマッチした教育研究組織の改編を推進する。
- ○国際交流を教育研究面で一層強化する。

3 人事の適正化に関する目標

- ○教職員の能力向上、職務の活性化及び外部との人事交流を図 る。
- ○合理的な人事評価及び処遇のシステムを整備する。
- ○女性、社会人及び外国人を採用して教員の構成を多様化する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標

- ○事務の見直し・電算化等により、事務処理の簡素化・迅速化を図ると共に、学生サービスの向上に努める。
- ○事務組織・職員配置の再編を進め、アウトソーシングも取り入れ ながら、業務の合理化、効率化を図る。

財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

- ○予算を効率的に執行するとともに、自己収入の確保に努め、適切な財務内容の実現を図る。
- ○積極的に外部資金等、多様な収入の方策を検討し、自己収入 の増加に努める。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- ○教育学部では、課程の連携と再編を検討し、教育学研究科に新たな専攻・専修の設置を検討する。
- ○経済学部における学科再編、新学部設置及び専門職大学院設置の可能性を検討する。
- ○全学的な機動的研究組織の設置を検討する。
- ○平成18年度を目途に、留学生の受け入れと国際交流の強化を図るために、留学生センターを改組し、国際交流センター(仮称)を設置する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- ○教員の採用は、大学・学部の特別な方針を除いて、原則完全公募により行う。
- ○任期制の運用のあり方や多様な勤務形態について検討する。
- ○事務職員の業務の専門性に応じた多様な職種を設定し、特に専門性の高い職種については、一 般公募による選考採用を行う。
- ○事務職員に関する、内部・外部における職階別、職種別、その他共通の研修計画を作成する。
- ○他の国立大学法人等との事務職員の人事交流計画を作成する。
- ○教員及び事務職員の特性に応じた能力の向上を図るため個人評価制度について、専門の検討 組織を設けて検討し、それに基づいて制度の試行と改善を行い、実施を図る。
- ○教職員に対する合理的で多様な処遇方法の導入を検討する。
- ○大学全体で教員の女性比率の向上に努める。
- ○大学全体で外国人教員比率の向上に努める。
- ○障害者の雇用促進に努める。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ○事務処理業務の見直し・電算化等により、簡素化・迅速化を図る。
- ○他の国立大学法人と事務情報化における連携を図る。
- ○学内広報の電子化、ホームページ・携帯電話等による情報伝達の充実を図るとともに、学生サービスの向上に努める。
- ○情報の共有化、業務の一体的な協力体制の構築等を図り、柔軟に対応できる事務組織に再編するとともに、外部委託による業務の合理化を図る。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- ○教員へのきめ細かな情報提供(科学研究費補助金説明会の継続的実施、過年度の採択事例の 紹介及び採択率を高める申請方法の検討、事務局による各種研究助成等の公募の継続的な情報提供)を行う。
- ○産業共同研究センターによる経営・技術相談、各種フォーラムの開催、民間企業からの受託研究 や派遣研究員の受け入れ等に基づく共同研究を推進する。
- ○国と地方公共団体が有する各種研究委託費制度等を調査し、本学の人的資源と結びつけ有効 な活用を図る。
- ○大学の施設開放、公開講座の推進等、自己収入の増加を図る。

2 経費の抑制に関する目標

- ○管理業務の見直しを行うとともに、効率的な施設運営を行うこと 等により、経費の節減を図る。
- ○「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)にお いて示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減 の取組を行う。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

○資産の適正な運用管理の体制等により、有効活用に努める。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目

1 評価の充実に関する目標

- ○社会への説明責任と大学の自治や教育研究の専門性・学問の 自由に立脚した、評価システムと評価方法の改善を進める。
- ○部局での点検・評価活動を充実させる。

- ○点検・評価の結果を教育研究・運営活動に反映させるためのシ ステムを構築する。
- ○国立大学法人体制のもとでの「国立大学法人評価委員会」によ る評価活動や事業報告書作成業務に積極的かつ適切に対応 する。

2 情報公開等の推進に関する目標

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- ○事務情報化推進計画に基づき、事務の統一的処理や情報の共有化、事務情報の電子化、ペー パーレス化を推進し、管理運営の効率化・高度化を図り、経費の節減に努める。
- ○各部局等において、職員のコスト意識を高めるため、節減のための「行動計画」を設定(昼休みの 消灯の励行等)し、効率化を踏まえた経費の節減を図る。
- ○各種業務や報告書等の見直しを行い、重複事務を廃止し、経費の節減を図る。
- ○総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費削減を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する日標を達成するための措置

- ○資金の安定的運用、ペイオフ対策の充実を図り、安全確実な利回りのもとで管理運用する。
- ○資産の利用状況の点検・評価により、経営的視点に立った効果的運用を図る。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ○評価・点検活動を充実させるとともに、評価事業全体の見直しを進める。同時に、評価システムと その活動に対応するために、平成16年度に学内の責任・実施体制を構築し、事業報告書の作成 体制や中期計画の実施状況のフォローアップを開始する。
- ○評価システム・評価方法の研究を進め、本学の実情に適った評価システム・評価方法を開発す
- ○部局において、教員の教育・研究実績、社会的貢献、管理・運営活動をより客観的・総合的に点 検評価する方法を研究する。
- ○重点領域の教育・研究テーマ及び部局の活動と成果について外部評価を実施すると共に、その 成果を公表する。
- ○学生の点検、評価事業への参加制度の検討を続け、学生の積極的な関与を実現する。
- ○卒業生及び受験生の意見や提案を点検・評価活動に反映させる制度を検討し、その実現を図
- ○点検・評価結果の情報公開を一層推進し、報告書の継続的な刊行と共にデータベース化を実現
- ○点検・評価報告会の公開方法を改善すると共に、その成果を公表する。
- ○研究者情報システムと連携し、教育研究情報を公表する。
- ○「国立大学法人評価委員会」への報告のための体制を確立し、報告準備作業を進める。
- ○期間全体にわたる全学の活動と成果に関して評価結果を総合し、次期目標・計画作成に反映さ せる制度を確立する。

2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置

○教育研究活動、大学運営、大学改革の状況などの情報を、開かしの大学の広報のあり方について、学外者や学生・院生の参加、広報誌の内容・配布先、ホームペー

れた大学として積極的に、また広く地域社会や国際社会に提供する

- ○学外との情報交換の充実に努めることにより、地域・国際社会との交流を活発化する。
- ○キャンパスが離散している本学においては、ネットワークを利用した情報公開、情報交換はきわめて重要であるので、ホームページ、電子メール、電子掲示板、遠隔会議システムなどによる広報を積極的に推進すると共に、CATV、ブロードバンド、光通信などの活用について検討を行う。

その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標

○大学・学部の理念に基づいた施設整備長期計画を策定し、全学的・経営的視点に立って流動的・弾力的に施設設備の有効活用を図ると共に、利用状況の評価を行い、スペースの計画的・効率的運用を行う。

2 安全管理・環境保全に関する目標

○安全なキャンパスを目指すため、全学的にセキュリティ対策を講じると共に、環境マネジメントの推進を図る。

3 人権に関する目標

○社会における大学の責任を踏まえ、また「あらゆる面で基本的人権を尊重する」との本学の長期目標を受けて、人権尊重の理念

ジ管理などの観点から再検討する。

- ○大学運営や学部・附属センター等の研究教育等に関する一元的なデータベースを構築し、地域 社会の多様なニーズに応えうる情報検索や情報提供を地域・国際社会に対して積極的に推進す る。
- ○ホームページの戦略・デザイン・コンテンツなどについて、即応性、検索の容易さ、情報の最新性、情報の詳細さなどの観点を重視し、学生や学外者の意見も聞きながら充実に努める。
- ○大学への情報アクセスを向上するために、電子窓口、電子掲示板、オンライン登録、電子決裁などを検討する。
- ○入試関連部局と連携して、高等学校への進学説明会、授業公開、オープンキャンパスなどをより 充実したものにする。また、高校訪問など、高校からの依頼に対処するため広報担当者の配置に ついて検討する。
- ○国際社会への情報公開を推進するために、ホームページの作成・維持・管理に努める。
- ○動画や音声による情報提供に関して、ビデオ、DVD、VCDなどのメディアや、ブロードバンド、光 通信、CATV等の活用について検討する。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

- ○大学理念を実現するための、研究拠点施設、教育研究活動を支える施設の計画的推進に努める。
- ○全学的な意志決定システム(施設マネジメント)を構築し、施設利用状況調査・評価を行い、スペース配分の固定化防止及び有効活用を進める。
- ○点検パトロール等による計画的メンテナンスの実施とそのための財源確保を行い、コールセンター 体制等によってきめ細かに対応する。
- ○点検・評価によるスペースの効果的・弾力的運用、老朽化対策、耐震補強等による機能の改善、 インフラ設備の計画的更新を行う。
- ○大学周辺のアメニティバリューを生かした施設整備の実施、保存建物の有効活用を図る。
- ○PFIや寄付金等による財源確保について検討する。

2 安全管理・環境保全に関する目標を達成するための措置

- ○附属学校を始めとする安全システムの見直し、点検を図ると共に学生への周知徹底を図る。
- ○RI及び毒劇物に関する学内規程に基づく管理状況を点検する。
- ○一般廃棄物の分別を行い、リサイクル化を推進する。
- ○労働安全衛生法適用に際して、各地区に「衛生管理者等」を置き、職員の安全又は衛生のチェックを行う。
- ○エネルギー使用状況の調査及び大気環境負荷低減計画を進める。
- ○ISO14001認証取得に向けての体制づくりを図る。

3 人権に関する目標を達成するための措置

- ○理事の下に人権部会を設ける。
- 権を尊重する」との本学の長期目標を受けて、人権尊重の理念 〇セクシュアル・ハラスメント防止を含めた人権侵害防止のためのいくつかの新ガイドラインを

に関する教育・啓発を推進し、雇用・昇進等における男女差別や、セクシュアル・ハラスメント等により、大学構成員の人権が不当に害され、良好な教育・研究・職場環境が損なわれることのないように、人権侵害防止のための学内規定及び諸機関の一層の整備・充実を図る。

定め、パンフレット等を作成・配布し、人権侵害防止意識の一層の徹底化を図る。

○**セクシュアル・ハラスメント**防止に関する啓発活動の計画確定とそれに基づく定期的な研修 及び啓発活動を展開する。

予算(人件費の見積りを含む。) 収支計画及び資金計画 別紙のとおり

短期借入金の限度額

短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額
 - 9 億円
- 2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り 入れすることを想定

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 計画はなし

剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、

・ 教育研究の向上及び組織運営の改善に充てる。

その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
・小規模改修	総額 1 4 4	施設整備費補助金(144百万円)

- (注1)金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等 を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加され ることもある。
- (注2)小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において

決定される。 2 人事に関する計画 1)方針 ア 人事の弾力化のため評価制度を実施し、任期制の導入を検討する。 イ 事務職員に関する、内部・外部における職階別・職種別、その他共通の研修計画 を作成する。 ウ 他の国立大学法人等との事務職員の人事交流計画を作成する。 (参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 25,586百万円(退職手当を除く。) 3 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担 (PFI事業) 計画はなし (長期借入金) 計画はなし (リース資産) 計画はなし

引表(学部、研究科等)	別表(収容定員)
学 部 教育学部 経済学部	教育学部 960人 平 (うち教員養成に係る分野560人) 成 <u>経済学部 2,240人</u> 16 教育学研究科 130人 年 (うち修士課程 130人)
研 究 科 教育学研究科 経済学研究科	
	教育学部 960人 平 (うち教員養成に係る分野560人) 成 経済学部 2,240人 17 教育学研究科 130人 年 (うち修士課程 130人) 度 経済学研究科 122人 (うち博士前期課程 104人 博士後期課程 18人
	教育学部 960人 平 (うち教員養成に係る分野600人) 成 経済学部 2,240人 18 教育学研究科 130人 年 (うち修士課程 130人) 度 経済学研究科 122人 「うち博士前期課程 104人 博士後期課程 18人
	教育学部 960人 平 (うち教員養成に係る分野640人) 成 経済学部 2,240人 19 教育学研究科 130人 年 (うち修士課程 130人) 度 経済学研究科 122人 (うち博士前期課程 104人) 博士後期課程 18人
	教育学部 960人 平 (うち教員養成に係る分野680人) 成 経済学部 2,240人 20 教育学研究科 130人 年 (うち修士課程 130人) 度 経済学研究科 122人 「うち博士前期課程 104人」 博士後期課程 18人

(別紙)予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1.予算

平成16年度~平成21年度 予算

(単位:百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	20,541
施設整備費補助金	1 4 4
船舶建造費補助金	
施設整備資金貸付金償還時補助金	
国立大学財務・経営センター施設費交付金	
自己収入	1 3 , 5 3 1
授業料及入学金検定料収入	1 3 , 3 3 5
附属病院収入	
財産処分収入	0
雑収入	1 9 6
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	1 9 0
長期借入金収入	
計	3 4 , 4 0 6
支出	
業務費	3 4 , 0 7 2
教育研究経費	25,843
診療経費	·
一般管理費	8 , 2 2 9
施設整備費	1 4 4
船舶建造費	
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	1 9 0
長期借入金償還金	
計	3 4 , 4 0 6

〔人件費の見積り〕

中期目標期間中総額 25,586百万円を支出する。(退職手当を除く。)

- 注)人件費の見積りについては、17年度以降は16年度の人件費見積り額を踏まえ試算 している。
- 注)退職手当については、国立大学法人滋賀大学職員退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程に おいて国家公務員退職手当法に準じて算定される。
- 注)組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

〔運営費交付金の算定ルール〕

運営費交付金 = A(y) + B(y)

1.毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = C(y) + D(y) + E(y) + F(y) - G(y)$$

- (1) C (y) = { C (y 1) × (係数) × (係数) C (x)} × (係数) + C (x)
- (2)D(y)=D(y-1)x (係数)x (係数)
- (3) E (y) = E (y-1) x (係数) ± (施設面積調整額)
- (4)F(y) = F(y)
- (5)G(y) = G(y)

- C (y): 学部・大学院教育研究経費 ()、附属学校教育研究経費 ()を対象。
- D (y): 附属施設等経費()を対象。
- E (y): 教育等施設基盤経費()を対象。
- F(y): 特別教育研究経費()を対象。
- G(y): 入学料収入()、授業料収入()、その他収入()を対象。
- 2. 毎事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = H(y) + I(y)$$

- (1) H (y) = H (y 1) x (係数)
- (2)I(y)=I(y)

H (y): 一般管理費()を対象。

I(y): 特殊要因経費()を対象。

【諸係数】

(アルファ) : 効率化係数。 1%とする。

(ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性 を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を適用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。

(ガンマ) : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。 各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値 を決定。

(イプシロン):施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。 各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を 決定。

毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

[学部教育等標準運営費交付金対象事業費]

「一般管理費」: 管理運営に必要な職員(役員含む)の人件費相当額及び管理運営費の 総額。 H (y - 1) は直前の事業年度における H (y)。

「学部・大学院教育研究経費」: 学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。C(y-1)は直前の事業年度におけるC(y)。(C(x)は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。)

「附属学校教育研究経費」: 附属学校の教育研究に必要な標準法上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。C(y-1)は直前の事業年度におけるC(y)。(C(x)は、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。)

「教育等施設基盤経費」:教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。E(y-1)は直前の事業年度におけるE(y)。

〔学部教育等標準運営費交付金対象収入〕

「入学料収入」: 当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。(平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外)

「授業料収入」: 当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。(平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外)

[特定運営費交付金対象事業費]

「学部・大学院教育研究経費」: 学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 C (y - 1) は直前の事業年度における C (y)。

「附属学校教育研究経費」: 附属学校の教育研究活動の実態に応じて必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。C(y-1)は直前の事業年度におけるC(y)。

「附属施設等経費」: 附属施設の研究活動に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。 D (y - 1) は直前の事業年度における D (y)。

「特別教育研究経費」:特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。 「特殊要因経費」:特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[特定運営費交付金対象収入]

「その他収入」:検定料収入、入学料収入(入学定員超過分)、授業料収入(収容定員超過分)、雑収入。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

注)運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、 各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

- 注)施設整備費補助金は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。
- 注)自己収入、産学連携等研究収入及び寄付金収入等について、「検定料収入」は平成16年度予定額を基準とし、中期計画期間中は同額として計上、「入学金収入」「授業料収入」は、各年度の定員(授業料は収容定員)に、各標準額・平成15年度の予算上の各免除率を減じた率を各乗じた額と、平成16年度の各定員超過額により試算した額を計上、また、「産学連携等研究収入及び寄付金収入」については、平成16年度予定額と平成17年度以降の見込額により試算した収入予定額を計上している。
- 注)業務費、施設整備費について、業務費は「教育研究経費」として、「施設整備費」及び「産学連携等研究経費及び寄付金事業費等」を除く「事業費の総計」より「一般管理費」を除いた額により試算した支出予定額。「一般管理費」については、実務指針における区分に従った一般管理費・役員人件費・職員人件費の一般管理費相当額により試算した支出予定額を計上している。なお、平成17年度以降は、各年度平成16年度の一般管理費の1%を減じて算定した額により試算した支出予定額を計上している、また、「施設整備費」については、「施設整備費補助金」により行われる事業経費を計上している。
- 注)産学連携等研究経費及び寄付金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄付金収入等により行われる事業経費を計上している。
- 注)運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2. 収支計画

平成16年度~平成21年度 収支計画

(単位:百万円)

区分	金額
費用の部	3 4 , 0 7 2
経常費用	3 4 , 0 7 2
業務費	3 3 , 0 2 2
教育研究経費	4 , 3 2 9
診療経費	
受託研究費等	1 0 5
役員人件費	6 1 5
教員人件費	20,633
職員人件費	7 , 3 4 0
一般管理費	8 4 5
財務費用	
雑損	0
減価償却費	2 0 5
臨時損失	0
収入の部	3 4 , 0 7 2
経常収益	3 4 , 0 7 2
運営費交付金	2 0 , 1 4 3
授業料収益	1 1 , 0 7 9
入学金収益	1,695
検定料収益	5 6 1
附属病院収益	
受託研究等収益	1 0 5
寄附金収益	8 1
財務収益	7
雑益	1 9 6
資産見返運営費交付金戻入	2 0 3
資産見返寄付金戻入	2
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
	0
総利益	0
	Ţ.

注)受託研究費等は、受託事業費、共同研究費を含む。

注)受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益を含む。

3. 資金計画

平成16年度~平成21年度 資金計画

(単位:百万円)

区分	金額
資金出資	3 4 , 6 1 3
業務活動による支出	3 3 , 8 6 1
投資活動による支出	5 4 5
財務活動による支出	
次期中期目標期間への繰越金	2 0 7
資金収入	3 4 , 6 1 3
業務活動による収入	3 4 , 2 6 2
運営費交付金による収入	20,541
授業料及入学金検定料による収入	1 3 , 3 3 5
附属病院収入	
受託研究等収入	1 0 5
寄附金収入	8 5
その他の収入	1 9 6
投資活動による収入	1 4 4
施設費による収入	1 4 4
その他の収入	0
財務活動による収入	
前期中期目標期間よりの繰越金	2 0 7

注)前期中期目標期間よりの繰越金には、奨学寄附金に係る国からの承継見込み額207百万円を含む。